山陽小野田市農業委員会

第18回

総 会 議 事 録

- 1. 開催日時 令和3年12月13日午後1時30分から午後2時48分
- 2. 開催場所 山陽小野田市厚狭公民館 2 階 第一研修室
- 3. 出席委員

会	長	1	田尾	光一	
会長職務代理者		9	山本	シゲ子	
委	員	2	相本	まゆみ	
		3	中原	義治	
		4	藤井	豊豆	
		5	森田	祐三	
		6	田中	覺	
		7	緒方	始	
		8	辻村	勝好	
		1 0	佐々オ	マ 勇藏	
		1 1	五十崖	. 奨	
		1 2	村上	雅彦	
		1 3	二井	一夫	

1 4

國吉 彰

4. 欠席委員

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第 76号 農地法第3条 権利の移動

議案第 77号 農地法第5条 転用を目的とする権利移動

議案第 78号 現況証明願い

報告第 39号 農地法第5条第1項ただし書きの規定による届出について

報告第 40号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第 79号 農用地利用集積計画について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 幡 生 隆太郎

事務局主査 吉 田 悦 弘

7. 議会の概要

議長

定刻になりましたので、只今より第18回山陽小野田市農業委員会総会を開会いたします。

(起立、礼、着席)

本日の欠席委員はありません。

それでは議事日程のとおり進めてまいりたいと思います。

本日の議事録署名は佐々木委員と五十嵐委員にお願いします。

それでは議事に入ります。

議案第76号、「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明を求めます。

局長

今月の農地法第3条の許可申請は2件です。

議案第76号番号56について議案書をもとに説明いたします。

2ページをご覧ください。

申請地は、<mark>総合事務所</mark>から<mark>南西</mark>へ約 1.1 k mに位置する農用地区域内農地です。

申請内容は1ページの番号56のとおりです。

公図は3ページをご覧ください。

本件は農地法第3条第2項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。

議長

次に現地調査報告をお願いします。

5番 現地の報告をさせていただきます。

現地の位置につきましては事務局から説明がありましたので省略させて いただきます。

12月6日に事務局2名と相本委員、私の4名で現地の確認をさせていただきました。

周辺の状況は、東と西が田で、北が農業用道路、南が堤防道路となっていました。

申請地の状況は、現在耕作中でした。

譲渡人は、維持管理が困難なため、譲渡するとのことです。

譲受人は 1.3ha を耕作中で、農業機械も揃っており、耕作可能であると 思います。

以上で報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

(挙手あり)

どうぞ。

10番

大谷さんが譲り受けると思うんですが、譲渡人の方はもう2つ田があると思うのですが、その農地が今朝通ってみたらきれいに草刈りされていました。そこは譲り受けないのでしょうか。

議長

事務局お願いします。

この度、大谷さんが購入される農地は申請地のみの1筆です。

10番

わかりました。

議長

他にありませんか。無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第76号番号56に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

局長

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号57について事務局の説明を求めます。

議案第76号番号57について議案書をもとに説明いたします。

4ページをご覧ください。

申請地は、<mark>総合事務所</mark>から<mark>北西</mark>へ約 3.9 k mに位置する農用地区域内農地及び第 2 種農地です。

申請内容は1ページの番号57のとおりです。

公図は5ページをご覧ください。

本件は農地法第3条第2項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。

議長

次に現地調査報告をお願いします。

5番

現地の報告をさせていただきます。

位置等につきましては、事務局から説明がありましたので省略させてい ただきます。

周辺の状況は、道路と音丸川沿いに点在する山間の田となっています。

申請地の状況は、 $\frac{424}{424}$ および $\frac{426}{427-2}$ 並びに $\frac{427-4}{427-4}$ が山となっています。 $\frac{404}{406}$ および $\frac{410}{410}$ 並びに $\frac{415-1}{415-1}$ が保全管理中の農地でした。また、 $\frac{3595}{408}$ ど $\frac{3589}{408}$ が草地となっていました。

譲渡人は遠方に居住しており、維持管理が困難なため、譲渡するとのことです。

譲受人は、約 1ha を耕作中で、農業機械も揃っていることから耕作可能であると思います。

以上で報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたら私から質問させていただきます。

経営規模の拡大と思うのですが、申請地は山間ですよね。この山の中で 経営規模を拡大出来るのですか。

局長

4ページをご覧ください。

図面の真ん中あたりに、3条57と記載された部分があると思いますが、その右下に家屋が一軒あり、そこに譲受人は転入して来るとのことです。そのため、譲渡人の所有する宅地、農地及び山林の全てを購入するそうです。今のご質問では、山林はどうなるかとのことですが、3条57と書いてある右側に台形の農地があります。そこが荒廃農地のB分類で、非農地通知を発出していますが、未だに法務局の方で地目の変更を行っていないため、農地法に基づく許可を取って取得するという手順を踏んでおります。

議長

わかりました。

他に質問はありませんか。

(挙手あり)

どうぞ。

8番 取得される方は女性ですが、これだけの面積を耕作できるのですか。

議長 女性でもやろうと思えばできるのではありませんか。

8番 家族構成はどうなっているのですか。

局長 譲受人の方は、内縁の配偶者の方がおり、その方と一緒に農業を営むようです。

6番 議案に書いてある耕作面積が既に 1ha 程度ありますが、これはどこを耕作されているのですか。

局長 配偶者の家族の方が<mark>宇津井</mark>におり、そこの耕作面積です。

6番 転入し、農業を始めるとのことですが、何か助成制度はないのですか。 局長 助成制度があるかどうかは把握しておりません。

定住する方に関しては助成制度があることは認識していますが、今回のパターンがそれに該当するかどうかは把握していません。

6番 せっかく来てもらうのですから、そのような制度があればいいなと思っ ただけです。以上です。

議長

他にありませんか。

なければ、これより採決に入ります。

議案第76号番号57に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員举手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に議案第77号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。

事務局の説明を求めます。

局長

今月の農地法第5条の許可申請は5件です。

議案第77号番号88について議案書をもとに説明いたします。

8ページをご覧ください。

申請地は、<mark>市役所</mark>から<mark>南</mark>へ約 2.2 k mに位置する都市計画法に定められた用途地域内の第3種農地です。

申請内容は、6ページの番号88のとおりです。

公図は9ページ、土地利用図は10ページから12ページまでをご覧ください。

本件は、「第3種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長

2番

次に現地調査報告をお願いします。

現地の報告をさせていただきます。

周辺の状況は、北側と東側が住宅地、西側は耕作中の田で、南側は水路と雑種地になっていました。

申請地の状況は、休耕田で、草刈り済みでした。

雨水処理に関しては、道路側溝に排水します。

汚水に関しては、公共下水に接続し、処理します。

埋立法面の処理は、盛土を 60cm 程行い、整地するとのことです。

法面はL字擁壁で処理します。

申請地はすごくきれいに草刈りがしてあり、とてもいい状態でしたので、特に問題はないと思います。

境界に関しては、既存の建造物と、畦畔で確認しています。

以上のことから特に問題ないと思います。

報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第77号番号88に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員举手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号89について事務局の説明を求めます。

局長 議案第77号番号89について議案書をもとに説明いたします。

13ページをご覧ください。

申請地は、<mark>南支所</mark>から<mark>南</mark>へ約 0.4 k mに位置する都市計画法に定められた用途地域内の第3種農地です。

申請内容は、6ページの番号89のとおりです。

公図は14ページ、土地利用図は15ページをご覧ください。

本件は、「第3種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長

次に現地調査報告をお願いします。

2番

現地の報告をさせていただきます。

現地の位置等につきましては事務局から説明がありましたので省略させていただきます。

周辺の状況は、東側に申請者の自宅、西側には造成中の土地、4499-1は 住宅の建造中でした。

申請地の状況は、細長い土地でしたが、前側の方が畑のような状態になっていました。住宅の敷地と隣接しております。

雨水処理に関しては、道路側溝へ排水します。

汚水に関しては、発生しません。

埋立法面もありません。

境界については、境界杭で確認しております。

以上のことから特に問題ないと思います。

報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第77号番号89に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号90について事務局の説明を求めます。

局長 │ 議案第77号番号90について議案書をもとに説明いたします。

16ページをご覧ください。

申請地は、市役所から北東へ約 4.1 k mに位置する公共投資の対象となっていない小団地の第 2 種農地です。

申請内容は、6一ジの番号90のとおりです。

公図は 17 ページ、土地利用図は 18 ページから 21 ページまでをご覧ください。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

議長

次に現地調査報告をお願いします。

2番

現地の報告をさせていただきます。

地区は有帆の中村地区です。

周辺の状況は、東側が譲受人の自宅兼事務所があり、南側は水路と山林がありました。西側は住宅の建設中となっています。

申請地の状況は、休耕田で作付けはされていませんでした。

雨水処理に関しては農業用水路に排水します。

汚水に関しては合併浄化槽で処理されます。

埋立法面の処理は60cm盛土を行い、L字擁壁を設けるとのことでした。 境界につきましては、境界杭等で確認できています。

以上のことから特に問題ないと思います。

報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第77号番号90に賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号91について事務局の説明を求めます。

局長 議案第77号番号91について議案書をもとに説明いたします。

22ページをご覧ください。

申請地は、南支所から南東へ約 1.6 k mに位置する都市計画法に定めら れた用途地域内の第3種農地です。

申請内容は、6ページの番号91のとおりです。

公図は23ページ、土地利用図は24ページをご覧ください。

本件は、「第3種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えら れます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

2番 現地の報告をさせていただきます。

周辺の状況は、道路の西側と北側が住宅となっています。

東側及び南側は雑種地となっています。

申請地の状況は畑で、作付けはされていませんでした。

雨水、汚水ともに発生しません。

埋立法面の処理はありませんが既にブロックで囲いがしてありました。 砂利等を敷いて整地されるとのことでした。

周辺農地への取水、排水および進入路の影響はありません。

境界につきましては、既設構造物で確認しています。

以上のことから特に問題ないと思います。

報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第77号番号91に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

-8-

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号92について事務局の説明を求めます。

局長 議案第77号番号92について議案書をもとに説明いたします。

25ページをご覧ください。

申請地は、<mark>総合事務所</mark>から<mark>北</mark>へ約 1.0 k mに位置する第1種農地です。 申請内容は、7ページの番号92のとおりです。

公図は26ページ、土地利用図は27ページから29ページまでをご覧く ださい。

本件は、第1種農地を対象とした事案ですが、住宅その他申請に係る土 地の周辺地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で、集 落に接続して設置されるものであり、代替性もないことから、農地法施行 規則第33条第4項に該当し、許可の対象となるものです。

次に現地調査報告をお願いします。

5番 現地の報告をさせていただきます。

> 周辺の状況は、東側が道路で、北側が市道、南側が田、西側が畑となっ ています。

申請地の状況は、草が疎らに生えている畑でした。

雨水処理に関しては、排水路に排水します。

汚水に関しては、浄化槽にて処理します。

造成を行わない為、埋立法面の処理はありません。

申請地への進入路の位置は、図面東側からで、幅員は6mです。

周辺農地への取水、排水および進入路の影響はありません。

境界に関しては、境界杭で確認しています。

以上のことから特に問題ないと思います。

報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたら、私から質問させていただきます。

第1種農地とのことですが、圃場整備された土地なのでしょうか。

圃場整備はされておりません。

土地改良区はどうなっていますか。 議長

土地改良区からは、『農地転用に伴う措置については、宅地転用に伴う 雑排水と地元水利組合と協議を要し、これの承諾を得た後に施工されるこ と。なお、周辺道路や水路等に伴う材料運搬等により損壊を与えないよう に、また、工事終了後には原型処理されることを条件とする。』との意見 書が出されております。

わかりました。ちなみにこれは<mark>寝太郎堰</mark>土地改良区ですか。 議長

- 9 -

議長

局長

局長

局長

その通りです。

議長

わかりました。

他にありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第77号番号92に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に議案第78号「現況証明願いについて」を上程します。

事務局の説明を求めます。

局長

今月の「現況証明願い」は2件です。

議案第78号番号20について議案書をもとに説明いたします。

31ページをご覧ください。

申請地は、<u>埴生支所から南東へ約0.2km、第2種農地です。</u>

申請の内容は30ページ番号20のとおりです。

公図は32ページをご覧ください。

本件は、農地としての利用が困難なため、非農地証明に至ったものです。

議長

次に現地調査報告をお願いします。

5番 現地の報告をさせていただきます。

申請地は、約45年前に町営住宅などが建てられたものを取り壊した跡地です。

周辺の状況は、北側が道路、東側が宅地、南側および西側が空き地となっています。

申請地の状況は、空き地及び雑種地となっています。

進入路は北側の道路です。

水利関係は側溝へ排水となっています。

以上のことから農地性はないと判断しました。

報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

無ければ私から質問させていただきます。

土地表示に、作り道とありますが、これは本当にあるのですか。

局長 | 小字名が『作り道』となっています。

議長

わかりました。

他にありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 78 号番号 20 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号21について事務局の説明を求めます。

局長 議案第78号番号21について議案書をもとに説明いたします。

33ページをご覧ください。

申請地は、総合事務所から南東へ約 0.9 k m、第3種農地です。

申請の内容は30ページ番号21のとおりです。

公図は34ページをご覧ください。

本件は、農地としての利用が困難なため、非農地証明に至ったものです。

議長

次に現地調査報告をお願いします。

5番 現地の報告をさせていただきます。

申請地は、以前から隣接する宅地と一緒に市営住宅の敷地として使用されていたものです。

最近になって借家に住んでいた方が引っ越されて、住宅が取り壊された ため、空き地となっています。

周辺の状況は、南側がJRの線路、東側が道路、北側が宅地となっています。

申請地の状況は、笹が生えており、雑種地となっていました。

進入路は東側の道路からで、水利はありません。

以上のことから農地性はないと判断しました。

報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第78号番号21に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員举手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に報告第39号「農地法第5条第1項ただし書きの規定による届出について」事務局の説明を求めます。

局長

今月の農地法第5条第1項ただし書きの規定による届出は3件です。

報告第39号番号12について議案書をもとに説明いたします。

36ページをご覧ください。

届出地は、総合事務所から北西へ約 1.7 k m、第 2 種農地です。

届出の内容は35ページ番号12のとおりです。

公図は37ページ、土地利用図は38ページ及び39ページを御覧ください。本件は、認定電気通信事業者が施設を設置するために必要な転用で

す。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたら報告第39号番号12は原案どおり処理いたします。 次に番号13について事務局の説明を求めます。

局長

報告第39号番号13について議案書をもとに説明いたします。

40ページをご覧ください。

届出地は、総合事務所から<mark>北東</mark>へ約 5.4 k m、農用地区域内農地です。 届出の内容は35ページ番号13のとおりです。

公図は41ページ、土地利用図は42ページ及び43ページを御覧くださ い。

本件は、認定電気通信事業者が施設を設置するために必要な転用です。 何か質問はありませんか。

無いようでしたら報告第39号番号13は原案どおり処理いたします。 次に番号14について事務局の説明を求めます。

局長 報告第39号番号14について議案書をもとに説明いたします。

44ページをご覧ください。

届出地は、<mark>埴生支所</mark>から<mark>北</mark>へ約 2.2 k m、農用地区域内農地です。 届出の内容は35ページ番号14のとおりです。

公図は45ページ、土地利用図は46ページから48ページまでをご覧く ださい。

本件は、認定電気通信事業者が施設を設置するために必要な転用です。 何か質問はありませんか。

無いようでしたら報告第39号番号14は原案どおり処理いたします。

次に報告第40号「農地法第18条第6項の規定による通知について」事 務局の説明を求めます。

局長 49ページをご覧ください。

> 今月の農地法第18条第6項の規定による通知は番号44から52までの9 件で、現契約を合意により解約するものです。

ご審議の程お願いします。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたら報告第40号は原案どおり処理いたします。

次に、議案第 79 号「農用地利用集積計画」を上程します。

事務局の説明を求めます。

局長 51ページ及び52ページを御覧ください。

> 議案第79号「農用地利用集積計画」について議案書をもとに説明しま す。

> > - 12 -

議長

議長

今月の農業経営基盤強化促進法第 18 条に基づく農用地利用集積計画は、整理番号 198 番から 203 番までの 6 件、7 筆、9,178 ㎡でございます。

ご審議の程お願いします。

議長

質問はありませんか

無いようでしたら採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

(全委員举手)

全員賛成により、議案第79号は原案どおり決定することとします。以上で本日の議案及び報告の審査はすべて終了しました。

局長

次回の現地調査は、令和4年1月5日(水)9時から、辻村委員、中原委員でお願いします。

第19回総会は、1月13日(木)13時30分からで、会場は保健センター集団指導室です。

議長

以上をもちまして第18回山陽小野田市農業委員会総会を終了いたします。

(起立、礼) お疲れ様でした。

午後2時48分 閉会

山陽小野田市農業委員会

会	長			

議事録署名委員

____番委員

議事録署名委員

番委員